

**ぎふスタートアップキャンプ事業委託業務  
プロポーザル公募要領**

**令和2年3月27日**

**公益財団法人岐阜県産業経済振興センター**



## ぎふスタートアップキャンプ事業委託業務 プロポーザル公募要領

本県は、人口の自然減に加え、社会減が続いており、県経済が発展するには新産業・新サービスの創出と担い手の育成が急務となっています。

そこで、起業への機運を高めるとともに、将来の起業家層の拡大を図るため、スタートアップをリアルに経験できるワークショップを開催することとし、当該事業について企画提案を募集します。

応募のあった企画提案については、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）が別に定める「ぎふスタートアップキャンプ事業委託業務プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）における評価を経て、最優秀提案者を選定し、センターとの協議により業務内容を確定した後、予算の範囲内で契約を締結する予定です。

### ○留意事項

本事業の実施は、国の地方創生推進交付金の交付決定を前提としており、交付決定がされない場合は、事業を実施しませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は最優秀提案者において損害が生じた場合であっても、センターにおいては、その損害について一切負担しません。

## 第1 募集の内容

### 1 委託業務名

ぎふスタートアップキャンプ事業委託業務

### 2 業務内容

別添「委託業務仕様書のとおり」

### 3 委託業務期間

契約締結日から令和3年1月31日まで

### 4 委託費の上限

4,259,200円（消費税及び地方消費税を含む）

## 第2 プロポーザルに係る事項

### 1 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）であって、以下の（1）から（8）までのすべての要件を満たすものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から選定委員会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 選定委員会の日において岐阜県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

## 2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を、様式1に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3判資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

### (1) 業務の実施計画

- ア 事前説明会・起業セミナー
- イ ぎふスタートアップキャンプ
- ウ 広報戦略
- エ 全体スケジュール

### (2) 業務の実施体制等

- ア 業務の実施体制
  - イ 本事業に類する事業実施の能力・実施実績（実績がある場合に記入）
- <様式任意> 事業費の見積書（見積内訳書を含む）を添付してください。

## 3 プロポーザルの手続き等

### (1) スケジュール

項 目	日 程
① 公募要領等の公表	令和2年3月27日（金）
② 公募要領等に関する質問受付期限	令和2年4月10日（金）正午（必着）
③ プロポーザル参加申込受付期限	令和2年4月10日（金）午後5時15分（必着）
④ 企画提案書受付期限	令和2年4月27日（月）正午（必着）
⑤ プロポーザル選定委員会の開催	令和2年5月中旬予定
⑥ 選定結果の通知・公表	令和2年5月中旬予定

(2) 公募要領等の配布場所

公募要領等は、センターホームページから入手してください。

<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2020032701/index.asp>

なお、担当課窓口又は郵送等での配布は行いません。

(3) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書受付期間

令和2年3月27日(金)～令和2年4月10日(金) 正午まで(必着)

イ 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)をセンター総合支援課あてにファックス又は電子メール(ファイル形式はWordとする)で期限内に提出してください。

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 産業振興部総合支援課

FAX 058-273-5961

電子メールアドレス [sien@gpc-gifu.or.jp](mailto:sien@gpc-gifu.or.jp)

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、センターホームページ内の以下のページにて公開します。

(<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2020032701/index.asp>)

(4) プロポーザル参加申込書の受付

ア 受付期間

令和2年3月27日(金)～令和2年4月10日(金) 午後5時15分まで(必着)

イ 提出方法

参加希望者は参加申込書(別紙2)をセンター総合支援課まで持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、「特定記録郵便」等配達記録が残るものとしてください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

ア 受付期間

令和2年3月27日(金)～令和2年4月27日(月) 正午まで(必着)

イ 提出書類

(ア) 企画提案書(様式1)

(イ) 見積書(様式任意)

(ウ) 法人(団体)概要書(様式2)

(エ) 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から3カ月以内のもの)又はその写し

(オ) 直近事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益決算書又はこれらに類する書類

(カ) 誓約書(様式3)

ウ 提出部数 6部(正本1部、副本5部)

エ 提出方法

センター総合支援課あてに持参又は郵送(必着)により提出してください。

持参による受付は、午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝日、振替休日を除く。最終日は正午まで。)とします。郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」等配達記録が残るものとしてください。

オ その他

センターが必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

(ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- (ウ) 選定委員会構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (エ) 他のプロポーザル参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (オ) 事業者選定までの間に、他のプロポーザル参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (カ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (キ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (ク) 公募要領に違反すると認められる場合
- イ 著作権・特許権等
 

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。
- ウ 複数提案の禁止
 

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- エ 提出書類の変更の禁止
 

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）
- オ 返却等
 

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- カ 費用負担
 

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。
- キ その他
  - (ア) プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
  - (イ) プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
  - (ウ) 提出された企画提案書等は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター情報公開規程に基づく情報公開請求の対象となります。
  - (エ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザル選定委員会開催日前日までに、辞退届（様式自由）をセンター総合支援課に持参又は郵送により提出してください。

#### (7) 見積書作成に当たっての注意事項

- ア 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- イ 委託費の対象経費は、本業務に必要な人件費、講師謝金、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、会議費（会議、講師お茶代等）、通信運搬費、再委託費、賃借料（会場借上料等）、広告料及び一般管理費とします。ただし、人件費は本事業に従事する従業者に支払われる給与等に限定します。
 

なお、参加者交流会等の参加者飲食費は、委託費の対象経費としません。
- ウ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- エ 経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合性がとれるものとしてください。

### 第3 評価及び選定に係る事項

#### 1 評価方法等

- 評価は、選定委員会が行います。
- なお、選定委員会における評価は、評価項目及び評価内容（別表）に基づき、提出書類及

びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

## 2 選定委員会

### (1) 開催日時・場所

日時、場所については後日、プロポーザル参加者に通知します。

### (2) 参加者ごとの企画提案の所要時間

プレゼンテーション 15分間

選定委員会の構成員からの質疑 10分間

### (3) 注意事項

- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・プロジェクター等の使用は認めませんので、提出した企画提案書のみでプレゼンテーションを行ってください。

## 3 評価項目及び評価内容

別表のとおりです。

## 4 最優秀提案者の選定方法

(1) センターは、上記の評価結果に基づき、選定委員会の構成員の総評価点が最高点の者を、最優秀提案者として選定します。なお、各構成員の総評価点が、満点の60%以上であることを最低基準とします。

(2) 最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

(3) 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価結果において最低基準を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、最低基準に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

## 5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、以下の項目をセンターホームページ上で公表します。

(1) 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点

(2) 全提案者の名称（申込順）

(3) 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合には公表しません）

(4) 最優秀提案者の選定理由

(5) 選定委員会構成員の氏名

(6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

## 第4 契約の締結

選定した最優秀提案者とセンターが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、センターとの協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結することもあります。

なお、選定した最優秀提案者とセンターとの間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総評価点が次に高い提案者と協議を行うこととします。

## 第5 業務の適正な実施に関する事項

### 1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、センターと協議の上、業務の一部を委託することができます。

### 2 個人情報保護

受託者が業務を遂行するに当たって個人情報を取り扱う場合には、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター個人情報取扱規程に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めてください。

### 3 守秘義務

受託者は、業務を遂行するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

## 第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

センターと受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

### 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、センターは契約の取消しができます。この場合、センターに生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、その他の不可抗力等、センター及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務の継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

## 第7 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、選定委員会の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

## 第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター産業振興部総合支援課

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館10階

TEL 058-277-1079

FAX 058-273-5961

電子メール [sien@gpc-gifu.or.jp](mailto:sien@gpc-gifu.or.jp)



(別表)

## ぎふスタートアップキャンプ事業委託業務 評価項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、委員の点数の合計により算出する。  
なお、委員の評価点の合計が60%以上であることを最低基準とする。

評価項目及び評価内容			評価基準点				
(1) 業務実施計画の妥当性、効率性 (70点)			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	事前説明会・起業セミナー	集客に効果があると見込まれる企画内容（講演者、会場等）が提案されているか。	15点	12点	9点	6点	3点
2	ぎふスタートアップキャンプ	・カリキュラムの内容は、ビジネスプランの作成・ブラッシュアップ、又は今後起業を目指す上で、効果的かつ適切なものであるか。 ・カリキュラムの組み方や内容に工夫が見られるか。 ・ファシリテーター、コーチは必要数配置され、スタートアップや新事業立ち上げについて十分な経験や知識を持ち、指導者として適切か。	20点	16点	12点	8点	4点
3	広報戦略	セミナーやキャンプへの参加を誘導するための広報媒体、広報計画は効果的なものであるか。	15点	12点	9点	6点	3点
4	全体スケジュール	スケジュールは、実現可能で具体的なものとなっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
5	地域とのつながり	キャンプの講師等に岐阜県内の先輩起業家を含むなど、事業終了後のつながりが期待できるか。	10点	8点	6点	4点	2点
(2) 実施主体の適正性 (30点)							
1	実施体制	事業の目的を達成するために、十分な事業実施体制が整い、必要となる専門知識を有する者を配置し、業務遂行能力の高い事業者であるか。	10点	8点	6点	4点	2点
2	業務実績	本事業に類する事業の実施実績から執行能力があり、その知識・ノウハウ・経験等を当事業に十分活かせることが期待できるか。	10点	8点	6点	4点	2点
3	事業費	事業費の積算は、事業内容と整合し、実施する上で適切なものであるか。	10点	8点	6点	4点	2点
合 計			100点				